



# 食パン10円、卵20円の 広告を見て、行ってみたら…

くらしの  
かわらばん  
No.120 '19.12  
吹田市 市民部 市民総務室  
☎06-6384-1354



(消費者庁のイラストを加工)

何度も通っているうちに 合計**200万円**も買ってしまっていたの。



膝サポーター 10万円



健康食品 30万円



布団 70万円



電気治療機器 90万円



## 買って後悔したときは…

- ① 解約について何か書かれていないか、**契約書を読みましょう。**  
「違約金を払えば解約できる」  
「契約後8日以内なら無条件で解約できる」  
など、記載されている場合があります。
- ② **大至急、業者に解約の申し出をしましょう。**  
契約が成立すれば、基本的には解約はできませんが、業者によっては解約を受け付けてくれる場合もあります。  
まずは、大至急解約の申し出をしてみましょう。

お店や会場に人を集め、日用品などをタダ同然で配り、雰囲気盛り上げ、来場者に次々商品を購入させる商法を催眠商法(SF商法)といいます。  
本当に必要かどうかを考え、不要なら、その場ではっきり断りましょう。

(消費者庁イラスト集より)

●この「くらしのかわらばん」は、11,000枚作成し1部あたりの単価は5円です。